

議案第54号

佐野市火災予防条例等の改正について

佐野市火災予防条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市火災予防条例等の一部を改正する条例

(佐野市火災予防条例の一部改正)

第1条 佐野市火災予防条例（平成26年佐野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(佐野市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐野市火災予防条例の一部を改正する条例（平成31年佐野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中佐野市火災予防条例第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

理 由

住宅用防災警報器等の設置の免除について改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市火災予防条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（表示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（表示温度が75度以下で<u>種別が一種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p>

佐野市火災予防条例の一部を改正する条例（平成31年佐野市条例第10号）の改正案 新旧対照表
（第2条関係）

現 行	改 正 案
附 則 この条例は、 <u>平成32年4月1日</u> から施行する。	附 則 この条例は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。